

# 公益財団法人 周南地域地場産業振興センター 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人周南地域地場産業振興センターと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県周南市鼓海二丁目118番地の24に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、地場産業の健全な育成及び発展を図り、もって地域経済の基盤強化と地域社会の健全な発展、地域住民の生活向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域産業の振興、発展のための助成事業
- (2) 地域産業の振興、発展のための振興事業
- (3) 地域産業の振興、発展のための情報収集提供事業
- (4) 地域産業の振興、発展のための人材育成事業
- (5) 施設の管理運営に関する事業
- (6) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は山口県において行うものとする。

### (事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第3章 財産及び会計

### (基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1及び理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

### (財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

### (事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した

書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員3名以上8名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人・一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会会長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(权限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定期評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認

### (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (決議の省略)

第20条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

#### (報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

#### (議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上がこれに記名押印しなければならない。

#### (評議員会運営規則)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規則による。

## 第6章 役 員

#### (役員の設置)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内を副理事長とし、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別な関係である者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相

互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

（責任の免除）

第31条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第198条において準用される第1

11条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第7章 理事会

### (構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の遂行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事の選任及び解任

### (種類及び開催)

第34条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

### (招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

### (決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 顧問

(顧問)

第40条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議により理事長が委嘱する。  
3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対して参考意見を述べることができる。  
4 顧問には、報酬を支給することができる。  
5 前項について必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

## 第9章 委員会

(委員会)

第41条 この法人の事業の適正かつ円滑な運営を図るため、理事会はその決議により、下記の委員会を設置することができる。

- (1) 運営委員会  
(2) その他理事会が必要と認めた委員会  
2 委員会の組織等重要な事項は、理事会の決議により別に定める。  
3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。  
3 事務局長は、理事会の決議により、理事長が任免する。  
4 事務局の重要な組織の変更については、理事会の決議により別に定める。  
5 その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 補 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、当該解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、当該設立の登記の日を公益法人の事業年度の開始日とする。  
なお、公益法人移行の際の、特例民法法人の事業報告及び決算は、公益法人が引き継ぐものとする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、木村健一郎、業務執行理事は、広実優とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
森野数博、齊藤由里恵、河村久、市川琢治、永岡榮之、浜本弘美、魚谷礼子

5 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 木村健一郎、広実優、長信正治、弘中伸寛、井川成正、市川熙、藤井英雄、

藤井勝、山崎英夫、伊藤勝、寺崎益朗、竹内昌伸、久野利夫、野原博美、

管田八重子、秋元俊則

監事 八塚和弘、河村賢一郎

別表1

移行時の基本財産（第6条関係）

| 財産種別   | 数量等               |
|--------|-------------------|
| 投資有価証券 | 国債<br>36,000,000円 |
| 定期預金   | 30,000円           |